

3. 通信の秘密に属する事項について留意すべき事項（ガイドライン第3条第2項、第3項）

3-1. 法人の情報も保護の対象

[ガイドライン 第3条]

第2項 電気通信事業者は、個人情報の保護に関する法律の規定及び通信の秘密に係る電気通信事業法第4条その他の関連規定を遵守するほか、このガイドラインに従い個人情報を適正に取り扱うものとする。

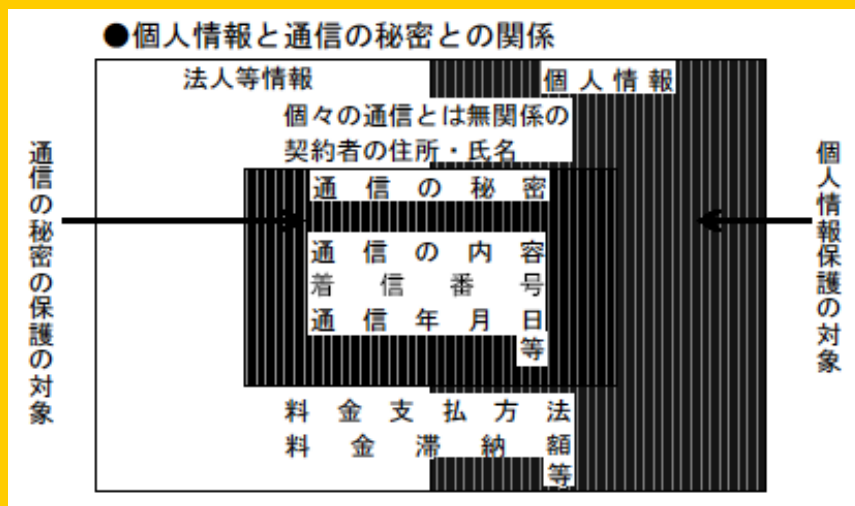
第3項 電気通信事業者は、第3章に規定する各種情報については、第2章に規定する個人情報の取扱いに関する共通原則を遵守するほか、第3章の規定に従い適正に取り扱うものとする。

(第3条第2項、第3項の解説)

(2) 第2項は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護法の規定及び通信の秘密に係る電気通信事業法第4条その他の関連規定と本ガイドラインの規定の適用関係を明確にするものである。

上記(1)で述べたとおり、本ガイドラインは、電気通信事業者に対する個人情報保護法の適用の基準を明らかにするものであるので、電気通信事業者は、本ガイドラインの規定を遵守すれば電気通信事業に関しては個人情報保護法の規定は遵守したこととなる。

一方、通信の秘密に係る電気通信事業法第4条その他の関連規定については、通信の秘密に属する事項については、個人の情報であるか、法人その他の団体の情報であるかの区別なく保護されるものであることから、法人その他の団体に関するものも保護の対象となる(下記図参照)など、その対象及び規律の内容について、本ガイドラインの範囲を超える場合がある。



(3) 第3項は、第3章に規定する各種情報の取扱いに関し、同章の規定と第2章の規定の適用関係を明確にするものである。第3章の規定は、同章に規定する各種情報について、第2章の共通原則に対する特例的な規定であり、第3章に規定する各種情報についても、同章に特に規定されていない事項については、第2章の共通原則によるべきものである。

通信の秘密に属する事項については、個人の情報であるか、法人その他の団体の情報であるかの区別なく保護されるものであり、電気通信事業者においては、通信の秘密に属する情報を取り扱うにあたっては、特に注意することが必要である。

3-2. 安全管理措置や従業者の研修等における配慮

通信の秘密に属する情報については特に厳重な安全管理措置を講ずるとともに、通信の秘密の保護については従業者の研修においても個人情報保護とは項目を分けて説明するなど、通信の秘密に属する情報の取扱いには万全を期するよう配慮することが必要である。